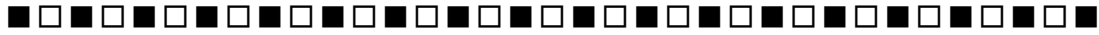




eシンキング(ひとづくり広域連合政策情報メルマガ)第65号

2010/3/15発行(月1回発行)



【 目 次 】

I 今月のトピックス

「『幸福度』調査」

II 広域連合からのお知らせ

政策情報誌「Think-ing」第11号を発行しました

III 私の選んだこの一冊

「消費者の権利 新版」

IV 政策情報ライブラリー新着図書のご案内

V 現場レポート

I 今月のトピックス

……「幸福度」調査……

近年、社会の幸福のとらえ方や測定手法について国際的に調査研究が進展しており、具体的な提案も行われています。昨年9月には、フランスのサルコジ大統領が、GDPの計算方法を見直し、余暇時間や環境への貢献などの「幸福度」の要素を加味するよう提言しています。

日本でも、政府が、今後取りまとめる新成長戦略について、経済規模の拡大だけでなく、国民が実感できる豊かさを目指すものにしたいとしており、昨年12月に公表した新成長戦略(基本方針)では、国民の「幸福度」を表す新指標の開発とその向上に取り組むことを明記しています。こうした中、今月、政府は新たな指標の検討にあたり、国民に向けて「幸福感」を問う意識調査を実施する方針を固めました。調査では、自らの「幸福感」を10段階で採点してもらい、その理由を尋ねます。政府は調査結果を基に新指標を設計し、新成長戦略に反映させる見込みです。具体的には、ボランティア活動や家事、育児などの

満足感や、時間の有効活用の評価を反映した指標とする方向で検討しているといえます。

一方自治体でも、東京都荒川区が、真の豊かさにつながる区民の幸福度の向上という区政の役割を果たすため、「荒川区民総幸福度（GAH:グロス・アラカワ・ハピネス）」という住民の「幸福度」を行政評価の尺度として区政に取り入れています。同区は、平成19年から、「幸福度」のほかにGAHの質問項目として「暮らし」「安心・安全」「地域とのつながり」「生きがい」を挙げて世論調査を毎年実施しています。4分野の調査結果は分野や質問ごとに評価点を算出します。昨年は、「暮らし」に関する評価が最も高く、「安心・安全」に関する評価が一番低いという結果になりました。さらに、昨年10月から同区が設置した研究機関で区政世論調査結果の精査や区民の幸福感の分析などによるGAHの数値化について研究を進めています。

政策立案や行政評価に幸福度を活用するためには、評価指標として活用する上での考え方や統計的方法論を十分に確立するといった課題を解決する必要がありますが、既存の経済指標などでは表面化しなかった現象が浮かび上がり、より住民ニーズに近づいた政策案の検討が可能になるという効果が期待されます。

住民が真に望む「豊かな」地域をつくるためには、住民がどのような状態で幸福を感じるのかを明らかにし、行政が対応しうる領域において、住民の幸福の源泉となる要因を特定することが必要です。「幸福度」をはかる指標のみならず、その指標をつくる過程で得られる情報は、「豊かな」地域を目指す道しるべとなるのではないのでしょうか。（や）

=====

II 広域連合からのお知らせ

政策情報誌「Think-ing」第11号を発行しました

当広域連合では、自治体職員の政策形成能力向上が求められる中で、職員の取組・意欲を喚起し、政策主導型自治体への転換に寄与することを目的として、平成11年度から政策情報誌「Think-ing」を発刊しています。

今回の特集テーマは、「自治体の自律を高めるために」です。関西学院大学教授の林宜嗣氏、法政大学教授の名和田是彦氏、独立行政法人防災科学技術研究所リスク研究グループ長の長坂俊成氏による寄稿論文や、県・市町村職員の論文等を多数掲載しています。

冊子のほか、当広域連合ホームページでも公開していますので、是非、ご一読ください。

政策情報誌「Think-ing」第11号については↓

<http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/81sien/01/11/top.htm>

=====

Ⅲ 私の選んだこの一冊

「消費者の権利 新版」(正田 彬著/岩波新書)

私たちの消費生活は、規制緩和やインターネットの普及などにより便利になってきている。その一方で、近年、食品偽装表示問題やインターネット取引でのトラブルなど、消費者をめぐるさまざまな問題が頻発している。本書では、消費者の安全を確立するために、市民社会の基本原則である人間生活の尊重という考え方を国民の消費生活において確立し、消費者の権利を実現・確保することが必要だと述べている。

現代日本では消費者の権利への意識が希薄であり、本来、事業者に一般の市民を上回る特権など与えられていないという当然のことを、わざわざ消費者の権利として確認しなければならないというのが現状であり、消費者自らが権利をしっかり認識しなければ、知らず知らずにその権利が侵されてしまうと述べている。

近代化された巨大な組織機構である事業者と、一個人である消費者とでは、力関係において圧倒的な差がある。このような事業者優位の現代社会においては、消費者の権利は具体的には法制度および消費者運動によって確保されることになる。とりわけ法制度、およびそれに基づいて実際に運用する行政は、消費者の権利を擁護する役割を果たすことが必要不可欠であると論じている。

さらに、本書では、消費者の権利をめぐる問題を、消費生活の安心・安全・自由の権利、商品・サービスを正確に表示させる権利、価格決定に参加する権利、消費者が必要とする情報の提供を受ける権利という観点で整理し、BSE問題、中国のメラミン混入牛乳問題、食品の偽装表示事件など、最近起きた消費生活に関する事件を取り上げながら、法的な問題点を中心に考察している。

筆者は、消費者行政のあり方についても論じている。その中で、個別具体的な消費者の権利に関わる問題については、生活の場に近い地方公共団体が消費者の権利擁護措置を講じることが必要となるとしている。例えば、地域の事業者の商品・サービスをめぐる事故情報を公表することなどが、地方の消費者行政の責務として挙げられる。地域における消費生活の擁護のために、消費者行政の提供する情報が大きな役割を果たすことを認識すべきである。

消費者の安心・安全を脅かす事件が多発し、また、消費者庁・消費者委員会
が設置され、消費者行政にも大きな変化が訪れている現在、行政の対応も、単
なる弱者保護という視点でなく、消費者の権利は国民の基本原則であり、この
権利を確立するために何が出来るかを考えていかなければならないと感じたと
ともに、一消費者として、消費者の権利を認識することのできた一冊であった。(ひ)

=====
IV 政策情報ライブラリー新着図書のご案内

3月の新着図書は次の5冊です。

①『とにかく3分でアタマを整理！「ピラミッド構造」で考える技術』

中村俊介/著 すばる舎

②『論点思考』

内田和成/著 東洋経済新報社

③『まちづくり政策実現ガイド』

今井晴彦・上田紘士・小浪博英・司波寛/編著 ぎょうせい

④『地域振興と中小企業 持続可能な循環型地域づくり』

吉田敬一・井内尚樹/編著 ミネルヴァ書房

⑤『実践！地域再生の経営戦略(改訂版)』

－全国36のケースに学ぶ“地域経営”』

日本政策投資銀行地域企画チーム/著 金融財政事情研究会

詳しいご案内、蔵書一覧は↓

<http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/82network/02/Library.htm>

=====
V 現場レポート

平成21年度政策研究発表会

平成22年2月15日(月) 13:00～16:30 ホテルブリランテ武蔵野

平成21年度の政策研究の成果発表の場として、政策研究発表会を開催しま
した。

発表会は、3つの政策研究の成果発表と、首都大学東京大学院社会科学研
究科・都市教養学部教授の大杉覚氏による講演という構成でした。

まず、自主研究グループから「持続可能な交通まちづくりのあり方を探るー
ヨーロッパの事例からー」では、中心市街地活性化、公共交通の利便性の向上
、環境負荷の低減を今後のまちづくりの課題に掲げ、中心市街地に公共交通を
整備しカー・フリー化が進むヨーロッパの事例に、その解決策のヒントがある
のではないかと発表がありました。

続いて、県と市町村職員が共同で取り組んだ政策課題共同研究について2チームが発表しました。

「豊かな地域社会創造のための官民連携」では、「新しい公共」の実現に向け、公共サービス担い手の発掘とサービス提供の継続に対する課題として、①行政と住民の意識の共有促進、②地域活動参加の環境整備、③地域活動継続の基盤整備を挙げました。その上で、①ICTの活用、財政状況の将来予測分析の公表、事業仕分けの実施、②地域活動情報の可視化、寄附、地域活動実績へのポイント発行システム、③地域活動団体の活動資金調達方法の整備、高い専門性をもつ人材育成、について提言しました。

「広域行政活用のススメ！～これからの自治体運営の選択肢～」では、埼玉の地域特性や県内の広域行政の実態等を調査し、効果的・効率的な自治体運営を行うための選択肢の一つとしての広域行政の有効性、そのための制度の周知・関係自治体間のサポート機能を担うコーディネーターとしての県の役割、そして現行制度で住民の民主的なコントロールが最も可能な広域連合制度のより一層の活用、について提言しました。

そして、大杉教授による「地域発自治創造と自治体の政策形成」と題した講演では、まず、「地域発自治創造をかたちにする」とは、地域の自治のあり方や仕組みそのものを、それぞれの地域でどのような実情、問題があるか掘り下げ、地域住民にとってこれから地域社会がどうあるべきか、既存の仕組みに対する見方を変えながら考え抜くことであると説明がありました。そして地域発自治創造は、住民とともに進んでいくべきであるとともに、住民と共有したその地域なりの勇気と希望を政策に盛り込むことこそ、わたしたち公務員に課せられた政策マネジメントの課題であるとのお話がありました。(イ)

=====
★☆ご意見・掲載希望★☆

今月号のeシンキングはいかがでしたか？ご意見・ご感想がありましたら下記担当までお寄せください。また、各コーナーでは皆様からの参加レポートなどの情報提供を随時募集しています。「これは記事になるかな？」というものがあれば、お気軽にご連絡ください。

[eシンキング／毎月15日発行]

発行元

彩の国さいたま人づくり広域連合 政策管理部(山形・吉野)

〒331-0804 さいたま市北区土呂町2-24-1

TEL:048-664-6681 FAX:048-664-6667

WebPage: <http://www.hitozukuri.or.jp>

E-Mail: jinzai03@hitozukuri.or.jp

=====